

指定取消し・停止処分基準

次の処分要件に基づき処分を行っています。ご注意ください。

指定取消し処分基準

- 1 法第25条の3第1項各号に適合しなくなったとき。
- 2 法第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- 3 法第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 4 法第25条の9の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 5 法第25条の10の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 6 指定業者が施行した給水装置工事が著しく水道施設の機能に障害を与えたとき。
- 7 不正の手段により法第16条の2第1項の指定を受けたとき。
- 8 別表第2に基づく指定停止処分が2回を超えるとき。

指定停止処分基準

- | | | |
|----|---|-----|
| 1 | 指示された必要書類を指定期間内に提出しないもの。 | 1ヶ月 |
| 2 | 指示された手直し工事を指定期間内に完全に施行しないもの。 | 1ヶ月 |
| 3 | 工事完成後15日以内に給水装置工事完成届出書(添付書類を含む)を提出しないもの。 | 1ヶ月 |
| 4 | 道路掘削後の復旧工事(道路管理者の許可条件等)を基準に従い施工しないもの。 | 1ヶ月 |
| 5 | 貸与を受けたメーターを取り付けずに放置、または自己管理していたもの。 | 1ヶ月 |
| 6 | メーターの逆付け、または取付け場所間違いをしたもの。 | 1ヶ月 |
| 7 | 貸与を受けているメーターを他の場所へ転用したもの。 | 2ヶ月 |
| 8 | 給水装置の構造及び材質が基準に適合しないものを使用したもの。 | 2ヶ月 |
| 9 | 無断で水道施設(仕切弁等)を操作したもの。 | 2ヶ月 |
| 10 | 指定業者が施工した給水装置工事により水道施設(配水管等)または、給水装置の機能に障害を与えたもの。 | 2ヶ月 |
| 11 | 給水装置工事申込み後、許可を受けずに工事したもの。 | 2ヶ月 |
| 12 | 許可を受けた給水装置工事申請と異なる施工を行ったもの。 | 2ヶ月 |
| 13 | 無届で給水装置工事を行ったもの。 | 2ヶ月 |
| 14 | 第8号のうち、使用した材料及び施工した構造が水質を汚染する恐れのあるもの。 | 2ヶ月 |
| 15 | 許可されたメーターを取り付けず無断で水道を使用したもの。 | 3ヶ月 |